

令和 6 年第 3 回定例会
総務企画委員会説明資料
(議案関係)

1	令和 6 年度 9 月補正予算案の概要について	2
2	第 128 号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例	3
3	第 129 号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する 条例の一部を改正する条例	4

令和 6 年 9 月 1 9 日

総 務 部

令和6年度9月補正予算案の概要について

1 基本的な考え方

人口減少下において、事業者における多様な人材の活用や生産性向上を図るための取組を促進するとともに、県民が安心して暮らせる社会基盤の強化に向け、水田を活用した流域治水対策や老朽化した橋梁の修繕をはじめとした防災・減災対策などを推進するため、必要な予算を計上するもの。

2 補正予算の規模

○ 一般会計	77億65百万円	(補正後	1兆2,601億78百万円)
○ 特別会計	一百万円	(補正後	4,965億47百万円)
○ 企業会計	一百万円	(補正後	1,358億円)
計	77億65百万円	(補正後	1兆8,925億25百万円)

※ 9月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △3.8%

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	茨城県県税条例の一部を改正する条例【一部改正】
<p>1 改正の理由・根拠 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの</p> <p>＜背景・必要性＞ 消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税・地方消費税のプラットフォーム課税が導入されたため、本条例においても所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 地方消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、デジタルプラットフォームを介して数多くの国外事業者が国内市場に参入。 地方消費税は事業者には申告納付の義務があるが、国外事業者の捕捉や徴収が課題。 このため、国外事業者が、特定プラットフォーム事業者（※）を介して、国内消費者向けに提供するサービスについては、特定プラットフォーム事業者が配信したものとみなして、地方消費税の納税義務を課す。 <div data-bbox="207 1025 1417 1310" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>The diagram illustrates the transition from the current state to the proposed system. In the current state (left), a foreign business (国外事業者) sends an application (①アプリ配信) to a platform (プラットフォーム), which then reaches the consumer (消費者). The platform sends sales proceeds plus tax (②販売代金+税) to the foreign business, which then reports (③申告) to the tax office (税務署). This process is noted as being difficult to capture and collect (適切な把握が困難) due to investigation difficulties (調査困難). In the proposed system (right), the platform (プラットフォーム) is designated by the Ministry of Finance (国税庁が指定) to ensure proper taxation (適正な課税の確保). The platform now sends sales proceeds plus tax (②販売代金+税) to the foreign business, which reports (④申告) to the tax office. The platform also sends sales proceeds (③販売代金) to the foreign business. The platform's role is now to collect and remit taxes on behalf of the foreign business (①プラットフォームがアプリ配信したものとみなす).</p> </div> <p>(※) 特定プラットフォーム事業者 国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者</p> <p>(2) その他所要の改正</p> <p>3 効果・影響 国外事業者に対し適正な課税を確保し、国内事業者との公平な競争環境の整備を図ることができる。</p> <p>4 施行日 公布の日 外</p>	

総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由	<p>地域再生法の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするもの</p> <p><目的・必要性></p> <p>不動産取得税の軽減措置（課税免除又は不均一課税）の対象となる施設の追加を行い、本県への企業の本社機能の移転等の促進を通じた就業の機会の創出及び経済基盤の強化を引き続き図る必要がある。</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none">○ 不動産取得税の軽減措置の対象となる施設の追加 本社機能施設と併せて整備する保育所等の児童福祉施設について不動産取得税の軽減措置の対象として追加するもの○ その他所要の改正 <p><現行制度の概要></p> <ul style="list-style-type: none">(1) 対象要件<ul style="list-style-type: none">・本社機能を有する事務所、研究所、研修所の新增設・取得価格 3,800 万円（中小企業者は 1,900 万円）以上・増加従業員数 5 人（中小企業者は 1 人）以上(2) 対象税目<ul style="list-style-type: none">① 事業税(個人・法人) 増加従業員数の割合等に応じて 3 年間軽減② 不動産取得税 新增設した家屋、敷地の取得に係る部分を軽減(3) 対象区域 地域再生法に基づく特別措置に加え、同法の対象外となっている区域についても本県独自に不均一課税措置を講じることで、県内全域を対象としている。 <p>3 効果・影響</p> <p>本県への企業の本社機能の移転等を促進することにより、新たな就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることができる。</p> <p>4 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>5 参考事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 適用実績（平成 28 年度～令和 6 年 7 月の累計）<ul style="list-style-type: none">・ 28 社が本制度を活用・ 免除税額 法人事業税 14,414 千円 不動産取得税 269,489 千円

令和 6 年第 3 回定例会
総務企画委員会説明資料
(条例新旧対照表)

- 1 第 128 号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 2

- 2 第 129 号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する
条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 4

令和 6 年 9 月 1 9 日

総 務 部

施行日：公布の日

令和7年4月1日〔施行令第21条の8関係〕

改正案	現行
<p>(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第40条の4 <u>医療法人等</u>（医療法人及び医療施設(施行令第21条の8に定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので施行令第19条で定めるものを除く。)をいう。以下この項において同じ)。）で事業税の納税義務があるものは、当該医療法人等の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によつて当該医療法人等の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分を区分して経理しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第40条の4 _____ <u>医療法人及び医療施設</u>(施行令第21条の7に定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので施行令第19条で定めるものを除く。)_____ (以下本項において「<u>医療法人等</u>」という。)で事業税の納税義務があるものは、当該医療法人等の行う事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によつて当該医療法人等の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は総収入金額及び必要な経費に算入されない部分とその他の部分を区分して経理しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

施行日：公布の日〔法第72条80の3関係〕

改正案	現行
<p>(<u>特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用</u>)</p> <p>第40条の19の3 <u>消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内</u>（法の施行地をいう。）において行う同項第8号の3に規定する<u>電気通信利用役務の提供</u>（同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「<u>電気通信利用役務の提供</u>」という。）が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する<u>特定プラットフォーム事業者</u>（以下この条において「<u>特定プラットフォーム事業者</u>」という。）を介して<u>收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</u></p>	<p>(<u>新設</u>)</p>

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第17条の7 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第60条の15第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第60条の23第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊又は第60条の2第4項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第2項各号に掲げる自動車を除く。）その他これらに類するものとして同条第3項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第4項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、鉄道用車両若しくは軌道用車両又は同条第5項に規定する機械）の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(4) 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第6項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第7項に規定する機械の</p>	<p>付 則</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第17条の7 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第60条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第60条の15第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第60条の23第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自衛隊又は第60条の2第4項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍隊」という。）が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第1項各号に掲げる自動車を除く。）その他これらに類するものとして同条第2項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第3項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、鉄道用車両若しくは軌道用車両又は同条第4項に規定する機械）の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(4) 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第5項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第6項に規定する機械の</p>
<p>動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(5) 木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第8項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第12項に規定する国際約束に基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6～7 略</p>	<p>動力源に供する軽油の引取り</p> <p>(5) 木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第7項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定する国際約束に基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第60条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>6～7 略</p>

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(地方活力向上地域における事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 地域再生法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）において_____地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法第17条の6の省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（同項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。）を新設し、又は増設した者（地域再生法第17条の6の省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者に限る。以下「法対象特別償却設備設置者」という。）については、個人にあつては当該特別償却設備_____を当該特定業務施設に係る事業の用に供した日の属する年以後3年の各年、法人にあつては当該特別償却設備_____を当該特定業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち地域再生法第17条の6の省令の定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、県条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.5を乗じて得た率とする。</p> <p>2 略</p> <p>(地方活力向上地域における不動産取得税の課税免除又は不均一課</p>	<p>(地方活力向上地域における事業税の不均一課税)</p> <p>第2条 地域再生法第5条第4項第5号_に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）において同号に規定する特定業務施設の用に供する設備（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法第17条の6の省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備に限る。以下「法対象特別償却設備」という_____。）を新設し、又は増設した者（地域再生法第17条の6の省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者に限る。以下「法対象特別償却設備設置者」という。）については、個人にあつては当該法対象特別償却設備を当該特定業務施設に係る事業の用に供した日の属する年以後3年の各年、法人にあつては当該法対象特別償却設備を当該特定業務施設に係る事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち地域再生法第17条の6の省令の定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、県条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.5を乗じて得た率とする。</p> <p>2 略</p> <p>(地方活力向上地域における不動産取得税の課税免除又は不均一課</p>

<p>税)</p> <p>第3条 法対象特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）が新設し、若しくは増設した地域再生法第17条の6の省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「法対象特別償却設備」という。）である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 法対象特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）が新設し、若しくは増設した法対象特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県条例第41条の4又は付則第17条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(条例対象事業計画の認定等)</p> <p>第4条 県内において本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして規則で定める業</p>

<p>税)</p> <p>第3条 法対象特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）が新設し、又は増設した法対象特別償却設備_____である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p> <p>2 法対象特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）が新設し、又は_____増設した法対象特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県条例第41条の4又は付則第17条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(条例対象事業計画の認定等)</p> <p>第4条 県内において本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして規則で定める業</p>
--

務施設（工場を除く。以下「条例対象業務施設」という。）を整備する事業（これと併せて行う事業で条例対象業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって規則で定めるものを整備する事業を含む。）であって次に掲げるもの（以下「条例対象事業」という。）を実施する個人又は法人は、規則で定めるところにより、当該条例対象事業の実施に関する計画（以下「条例対象事業計画」という。）を作成し、当該条例対象事業計画が適当である旨の知事の認定を申請することができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その条例対象事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 条例対象業務施設において常時雇用する従業員の数が規則で定める数以上であることその他従業員に関し規則で定める要件に適合するものであること。

(2) 略

4～6 略

務施設（工場を除く。以下「条例対象業務施設」という。）を整備する事業

_____であって次に掲げるもの（以下「条例対象事業」という。）を実施する個人又は法人は、規則で定めるところにより、当該条例対象事業の実施に関する計画（以下「条例対象事業計画」という。）を作成し、当該条例対象事業計画が適当である旨の知事の認定を申請することができる。

(1)・(2) 略

2 略

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その条例対象事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) _____常時雇用する従業員の数が規則で定める数以上であることその他従業員に関し規則で定める要件に適合するものであること。

(2) 略

4～6 略

令和 6 年第 3 回定例会
総務企画委員会説明資料
(報告関係)

1	報告事項の概要	2
2	令和 5 年度茨城県内部統制の評価結果	3
3	「取手競輪開設 74 周年記念水戸黄門賞 (GⅢ)」の開催結果	5
4	「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」に基づく取組の実施状況	6
5	令和 5 年度財政状況の公表及び地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等 (令和 5 年度決算見込み)	7
6	県有未利用地に係る一般競争入札の結果	20
7	ふるさと納税 (県分・市町村分) 実績	21

令和 6 年 9 月 1 9 日

総 務 部

1 報告事項の概要

(1) 令和5年度財政状況の公表

一般会計決算収支見込み

○ 歳入総額(A)	1兆3,423億3百万円	(R4 1兆4,223億72百万円)
○ 歳出総額(B)	1兆3,054億65百万円	(〃 1兆3,927億79百万円)
○ 差引(C=A-B)	368億38百万円	(〃 295億93百万円)
○ 翌年度繰越財源(D)	158億6百万円	(〃 99億51百万円)
○ 実質収支(E=C-D)	210億32百万円	(〃 196億42百万円)

(2) 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

本県の健全化判断比率（令和5年度決算見込み）

指標	本県比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和5年度	令和4年度		
実質赤字比率	— (該当なし)	— (該当なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (該当なし)	— (該当なし)	8.75%	15%
実質公債費比率 (3カ年平均)	9.3%	9.3%	25%	35%
将来負担比率	166.0%	170.0%	400%	

令和5年度茨城県内部統制の評価結果について

1 内部統制の概要

- (1) 内部統制制度は、地方自治法に基づき、令和2年度から都道府県及び政令指定都市で実施が義務付けられたもので、業務上のリスク（不正やミス）を想定し、対応策を事前に講じることで、事務の適正な執行を確保する取組
- (2) 財務に関する事務を対象とし、知事部局、議会事務局など195の所属で実施

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間、令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）に基づき、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価を実施

3 評価結果

評価対象期間中における運用上の重大な不備を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断

*重大な不備：事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体や住民に対し、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの

(1) 運用上の重大な不備：2件

- 自動車税種別割の課税誤り（税務課：課税の根拠なく過大な税率で課税）
 - ・期間：令和元年10月から令和5年12月　・件数：3,156人（うちR5分 2,306人）
 - ・還付対象額：13,786,100円（うちR5分3,507,500円）
- 特別児童扶養手当の支払遅延（県西県民センター：再認定分の支払時期を誤認）
 - ・件数：75件　・金額：12,466,680円（うち損害遅延金17,400円）

【評価報告書（抜粋）】

運用上の重大な不備は、税務課と県西県民センターにおけるものです。

税務課では、令和元年6月の条例改正において、令和元年9月以前に初回新規登録を受けたキャンピング車等については引き下げ前の税率を適用する改正が漏れ、課税の根拠がなく過大な税率で課税しており、同課の自己点検により把握しました。

また、県西県民センターでは、特別児童扶養手当の支給事務において、令和5年11月の定時支給日に支払うべき手当の一部について支払遅延が発生し、受給者からの問い合わせにより把握しました。

これらの事案は、県行政に対する信用の大きな低下を招いたものと考えます。令和6年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、進行管理表による複数職員でのチェックなど確認体制を強化するとともに、財務に関する事務に係る研修会において注意喚起を行うなど、適正な事務執行について周知徹底を図ってまいります。

(2) 運用上の不備：35件（30所属）

- ・収入の調定遅延、支出の支払遅延、現金の払込遅延など
- ・いずれも所要の改善措置が講じられている。

4 監査委員による審査意見

「評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。」

業務レベルの内部統制のリスク一覧

大分類		小分類		項目数	リスク	
1	予算・決算	1	予算執行	5	予算消化のための支出、勤務時間の過大報告、カラ出張、不必要な出張、繰越計上漏れ	
		2	決算書類作成	2	書類作成誤り、財務データ改ざん	
2	収入	3	収入全般	3	調定漏れ・調定遅延、調定額誤り、システムトラブル	
		4	県税	賦課	5	課税誤り、二重課税、課税漏れ、加算金決定の誤り、特別措置（課税免除等）の誤り
		5		収税	2	不適切な時効の完成、滞納処分の誤り
		6		共通	3	書類送達誤り、個人情報管理、税情報の管理
		7	証明事務	2	証明書の発行誤り、なりすまし	
		8	書類・情報の管理	2	書類の偽造、書類の隠ぺい	
3	支出	9	支出命令	8	手続せずに支出、支出額誤り、年度・科目誤り、私費による支出、私的流用、資金前渡の目的外使用、支払漏れ・支払遅延、不適切な請求書	
		10	書類・情報の管理	2	証拠書類の紛失、目的外使用	
		11	補助金	1	交付決定遅延	
4	契約	12	入札・見積合わせ	5	官製談合、機密情報の漏えい・収賄、契約方法誤り、落札者誤り、契約手続せずに発注	
		13	入札委員会・指名委員会・入札公告	2	入札委員会等での審議漏れ、入札公告期間の誤り	
		14	契約締結	3	予定価格の不備、契約書の不備、架空発注	
		15	履行確認	2	委託業者トラブル、不適切な履行確認	
		16	公印	2	公印の無断使用、印影の偽造	
5	現金・歳計外	17	現金管理	5	払込の遅延、金額誤り、公金紛失、不適正な公金管理、横領	
		18	歳計外	2	納付等の遅延、源泉徴収漏れ	
6	財産	19	取得・処分	8	報告遅延・報告漏れ、登録漏れ、二重計上、不適切な不用決定、処分手続の不備、予定価格の不備、処分金額の誤り、不適切な履行確認	
		20	貸付・占用許可	2	不適切な貸付許可、減免手続の不備	
		21	債権管理	2	債権管理台帳の不備、督促状の不備	
合 計				68		

総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項 目	「取手競輪開設 74 周年記念水戸黄門賞（GⅢ）」の開催結果について																						
<p>1 開催概要</p> <p>(1) レース名 令和 6 年能登半島地震復興支援競輪/大阪・関西万博協賛 取手競輪開設 74 周年記念「水戸黄門賞」（GⅢ） ※GⅢ：オール S 級選手による、各競輪場の開設などを記念して開催するレースであり、各競輪場が原則年 1 回開催。</p> <p>(2) 開催期間 令和 6 年 6 月 27 日（木）から 30 日（日）まで（4 日間）</p> <p>(3) 参加選手数 1 0 8 名</p> <p>2 開催結果</p> <p>(1) 優勝選手 吉田 拓矢（日本競輪選手会茨城支部所属）</p> <p>(2) 車券売上額、入場者数 ①売上額：<u>60.6 億円</u>（前回比 12.4%増） [目標額：55 億円] ②入場者数：<u>8,808 人</u>（前回比 13.4%増）</p> <p>(3) 本県 P R ・ C S 放送番組、インターネット配信番組、新聞等を通じた広報活動を展開 ・ 茨城県特産品が当たる抽選会や取手競輪オリジナルグッズなどが当たる公式 X プレゼントキャンペーンの実施 ・ 毎日先着 200 名の来場者に「茨城のお菓子」プレゼント</p> <p>(参考) 記念競輪（GⅢ）の売上額及び入場者数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上額（千円）</td> <td>5,443,052</td> <td>4,675,031</td> <td>4,390,959</td> <td>4,989,669</td> <td>5,386,479</td> </tr> <tr> <td>入場者（人）</td> <td>13,041</td> <td>11,896</td> <td>9,453</td> <td>0</td> <td>7,764</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3 及び R5 は特別競輪（GⅠ・GⅡ）を開催し、記念競輪は未開催 また、R2 は新型コロナの影響により無観客で開催</p>							H29	H30	H31	R2	R4	売上額（千円）	5,443,052	4,675,031	4,390,959	4,989,669	5,386,479	入場者（人）	13,041	11,896	9,453	0	7,764
	H29	H30	H31	R2	R4																		
売上額（千円）	5,443,052	4,675,031	4,390,959	4,989,669	5,386,479																		
入場者（人）	13,041	11,896	9,453	0	7,764																		

総務企画委員会説明資料

総務部 行政経営課、人事課

項 目	「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」に基づく取組の実施状況																																															
1 茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン <ul style="list-style-type: none"> ○ 目 的：次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と家庭の両立及び女性の活躍推進に向けた行動計画を策定するもの。 ○ 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間） ○ 対 象：知事部局、議会事務局、企業局、病院局、行政委員会（教育委員会、警察を除く全部局） 																																																
2 数値目標の進捗状況 <p>(1) 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備 < 育児休業取得率（年度） ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>目標(R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性職員</td> <td>59.4%</td> <td>79.2%</td> <td>98.4%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100%</td> </tr> <tr> <td>女性職員</td> <td>99.0%</td> <td>97.2%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 女性職員の登用・割合の拡大 < 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（年度） ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3 (R4.4 発令)</th> <th>R4 (R5.4 発令)</th> <th>R5 (R6.4 発令)</th> <th>目標(R7) (R8.4 発令)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長級以上</td> <td>11.6%</td> <td>13.1%</td> <td>16.9%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>25.9%</td> <td>27.4%</td> <td>27.9%</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>35.6%</td> <td>35.4%</td> <td>36.3%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 長時間勤務の是正等の職員の働き方改革 < 職員一人一月当たりの時間外勤務時間（年度） ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>目標(R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外勤務 時間数</td> <td>11.4 時間</td> <td>11.5 時間</td> <td>10.8 時間</td> <td>10.5 時間/月</td> </tr> </tbody> </table>						R3	R4	R5	目標(R7)	男性職員	59.4%	79.2%	98.4%	100%	女性職員	99.0%	97.2%	100.0%		R3 (R4.4 発令)	R4 (R5.4 発令)	R5 (R6.4 発令)	目標(R7) (R8.4 発令)	課長級以上	11.6%	13.1%	16.9%	26%	課長補佐級	25.9%	27.4%	27.9%	37%	係長級	35.6%	35.4%	36.3%	43%		R3	R4	R5	目標(R7)	時間外勤務 時間数	11.4 時間	11.5 時間	10.8 時間	10.5 時間/月
	R3	R4	R5	目標(R7)																																												
男性職員	59.4%	79.2%	98.4%	100%																																												
女性職員	99.0%	97.2%	100.0%																																													
	R3 (R4.4 発令)	R4 (R5.4 発令)	R5 (R6.4 発令)	目標(R7) (R8.4 発令)																																												
課長級以上	11.6%	13.1%	16.9%	26%																																												
課長補佐級	25.9%	27.4%	27.9%	37%																																												
係長級	35.6%	35.4%	36.3%	43%																																												
	R3	R4	R5	目標(R7)																																												
時間外勤務 時間数	11.4 時間	11.5 時間	10.8 時間	10.5 時間/月																																												

総務企画委員会説明資料

総務部 財政課

項 目	令和5年度財政状況の公表及び地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等（令和5年度決算見込み）について
-----	--

○ 県の財政状況の公表

行財政改革を進めていくためには、本県の財政状況を十分に県民にご理解いただくことが重要であることから、地方自治法に基づき毎年12月に行っている「財政状況の公表」に先立ち、「令和5年度一般会計決算見込み等の概要（別添資料）」をホームページに掲載するなど、広報媒体を活用して周知徹底を図る。

〔令和5年度一般会計決算収支〕 (単位：百万円)

区 分	金 額
歳入総額 (A)	1,342,303
歳出総額 (B)	1,305,465
歳入歳出差引 (A-B) (C)	36,838
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	15,806
実質収支 (C-D) (E)	21,032

〔令和5年度財政指標の状況（普通会計）〕

区 分	指 標
財 政 力 指 数	0.61671
経常収支比率	93.3%

○ 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

地方公共団体財政健全化法に基づき、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について算定した結果は以下のとおり。

1 本県の健全化判断比率

いずれの比率も早期健全化基準未満となっている。

区分	本県比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和5年度	令和4年度		
実質赤字比率	－(該当なし)	－(該当なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	－(該当なし)	－(該当なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	9.3%	9.3%(35位)	25%	35%
将来負担比率	166.0%	170.0%(23位)	400%	

2 本県の公営企業会計に係る資金不足比率

いずれの会計とも資金不足がないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっている。

区分	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	－(該当なし)	－(該当なし)	20%

(注) 対象会計…8会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

令和5年度一般会計決算見込み等の概要

I 総括

令和5年度は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新しい茨城」づくりに挑戦するため、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを加速することで、本県の重要な課題に対応するための事業に取り組みました。

なお、令和5年度の決算額は、歳入では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減による国庫支出金の減等、歳出では、感染症予防医療法施行事業費の減等により歳入歳出ともに前年度を下回る規模となりました。

また、歳出決算額のうち新型コロナウイルス感染症関連事業は923億円となっております。

地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。このうち、将来負担比率については、県債残高の減などにより、166.0%（見込み）と前年度に比べ4.0ポイント減少したところです。

将来負担比率など財政状況を示す指標は改善の傾向にありますが、義務的な経費の増加などにより、本県の財政構造は、今後硬直化していくことが見込まれます。

引き続き、本県が飛躍していくために真に必要な事業に積極果敢に取り組みながら、施策の選択と集中を徹底し、限られた財源の有効活用を図ることで、本県が将来にわたって発展していくための健全な財政構造の確立に努める必要があります。

【ポイント】

◆令和5年度一般会計決算見込み

○決算規模

・歳入：1兆3,423億円(△801億円、△5.6%)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減による国庫支出金の減、臨時財政対策債の減による県債の減

※実質的県税ベース(県税、地方消費税清算金及び特別法人事業譲与税・自動車重量譲与税の合計額)は、5,349億円と過去最高

・歳出：1兆3,055億円(△873億円、△6.3%)

感染症予防医療法施行事業費の減、新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の減

※新型コロナウイルス感染症関連事業(923億円)を除く歳出決算額は1兆2,132億円(+400億円、+3.4%)

○実質収支：210億円(+14億円)

R2:240億円、R3:216億円、R4:196億円

○県債現在高：2兆622億円(△560億円、△2.6%)

通常県債残高は減少(△87億円、△0.8%)

特例的県債残高は減少(△473億円、△4.9%)

*「通常県債」：公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行をコントロールできる県債

*「特例的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的県債(臨時財政対策債や減収補填債など)

◇地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率(見込み)

いずれも早期健全化基準に該当しない(基準については10ページ参照)

○実質赤字比率、連結実質赤字比率：該当なし(R4：該当なし)

○実質公債費比率：9.3%(±0.0%) (R4：9.3%、35位、全国平均：10.1%)

○将来負担比率：166.0%(△4.0%) (R4：170.0%、23位、全国平均：154.2%)

*実質公債費比率・将来負担比率ともに、財政指標上好ましくない方からの順位

Ⅱ 令和5年度一般会計決算見込み

1 決算収支

令和5年度一般会計の決算額は、歳入総額1兆3,423億3百万円、歳出総額1兆3,054億65百万円で、前年度と比較すると、歳入においては800億69百万円、5.6%の減、歳出においては873億円14百万円、6.3%の減となっています。

この結果、歳入歳出差引(形式収支)は、368億38百万円となりましたが、このうち令和6年度への繰越事業の財源として158億6百万円を充当しましたので、令和5年度の収入と支出の実質的な差額である実質収支は、210億32百万円の黒字となりました。

<令和5年度一般会計決算収支>

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
歳 入 総 額 (A)	1,342,303	1,422,372	△80,069	△5.6%
歳 出 総 額 (B)	1,305,465	1,392,779	△87,314	△6.3%
歳入歳出差引 (C) = (A) - (B) (形式収支)	36,838	29,593	+7,245	+24.5%
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	15,806	9,951	+5,855	+58.8%
実 質 収 支 (E) = (C) - (D)	21,032	19,642	+1,390	

* 実質収支 = 歳入歳出差引 - 翌年度に繰り越すべき財源

2 歳入決算

令和5年度の歳入決算額は、1兆3,423億3百万円で、前年度に比べ5.6%の減となっています。
歳入の主なものについては、以下のとおりです。

- ①県税は、個人県民税、法人事業税の増等により、74億44百万円、1.8%増の4,288億3百万円
なお、県税に、地方消費税清算金、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税を加えた実質的県税ベースでは、54億42百万円、1.0%増の5,349億16百万円
- ②地方交付税は、普通交付税の増等により、44億73百万円、2.2%増の2,095億50百万円
- ③国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の減等により、1,018億2百万円、37.5%減の1,696億95百万円
- ④繰入金は、財政調整基金からの繰入の増等により、297億82百万円、342.5%増の384億77百万円
- ⑤諸収入は、中小企業融資資金貸付金に係る償還金の増等により、54億17百万円、3.9%増の1,429億57百万円
- ⑥県債は、臨時財政対策債の減等により、199億32百万円、17.2%減の962億63百万円

これらの結果、自主財源(県税、分担金、使用料など、県が自主的に収入しうる財源)は8,061億85百万円で、前年度に比べ371億50百万円、4.8%増加し、その構成比は歳入全体の60.1%となります。これに対し、依存財源(国庫支出金、地方交付税、県債など、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入)は5,361億18百万円で、前年度に比べ1,172億19百万円、17.9%減少し、その構成比は歳入全体の39.9%になります。

<令和5年度一般会計歳入決算状況>

表中「※」印は、自主財源
(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度 決 算 額 (A) (シエア)	令 和 4 年 度 決 算 額 (B) (シエア)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
県 税 ※	428,803(31.9%)	421,359(29.6%)	7,444	1.8%
地方消費税清算金 ※	138,715(10.4%)	139,653(9.8%)	△938	△0.7%
地方譲与税	58,088(4.4%)	57,904(4.1%)	184	0.3%
地方特例交付金	1,939(0.1%)	2,025(0.1%)	△86	△4.2%
地方交付税	209,550(15.6%)	205,077(14.4%)	4,473	2.2%
普通交付税	205,427(15.3%)	201,936(14.2%)	3,491	1.7%
特別交付税	2,202(0.2%)	2,324(0.1%)	△122	△5.2%
震災復興特別交付税	1,921(0.1%)	817(0.1%)	1,104	135.1%
交通安全対策特別交付金	583(0.0%)	639(0.0%)	△56	△8.8%
分担金及び負担金 ※	7,915(0.6%)	8,709(0.6%)	△794	△9.1%
使用料及び手数料 ※	15,608(1.1%)	15,870(1.2%)	△262	△1.7%
国庫支出金	169,695(12.6%)	271,497(19.1%)	△101,802	△37.5%
財産収入 ※	3,838(0.3%)	4,060(0.3%)	△222	△5.5%
寄附金 ※	279(0.0%)	193(0.0%)	86	44.6%
繰入金 ※	38,477(2.9%)	8,695(0.6%)	29,782	342.5%
繰越金 ※	29,593(2.2%)	32,956(2.3%)	△3,363	△10.2%
諸収入 ※	142,957(10.7%)	137,540(9.7%)	5,417	3.9%
県 債	96,263(7.2%)	116,195(8.2%)	△19,932	△17.2%
計	1,342,303(100.0%)	1,422,372(100.0%)	△80,069	△5.6%

(参考1) 実質的県税の状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度額 (A)	令和4年度額 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
県 税	428,803	421,359	7,444	1.8%
地方消費税清算金	51,518	53,736	△2,218	△4.1%
特別法人事業譲与税	54,063	53,852	211	0.4%
自動車重量譲与税	532	526	6	1.1%
計	534,916	529,474	5,442	1.0%

* 表示単位未満四捨五入の関係で、計及び増減欄が一致しない場合がある

3 歳出決算

令和5年度の歳出決算額は、1兆3,054億65百万円で、前年度に比べ6.3%の減となっています。

歳出の概要の款別(経費の目的・機能ごと)及び性質別(経費の性質・用途ごと)の主なものは、以下のとおりです。

(1)歳出決算の款別(目的別)内訳

歳出決算を款別(目的別)に分類してみると、最も構成比が高いのは教育費で19.7%、次いで諸支出金13.3%、公債費12.3%となっています。主なものは、以下のとおりです。

- ①総務費は、財政調整基金積立金の減等により、121億20百万円、16.2%減の624億83百万円
- ②保健医療費は、感染症予防医療法施行事業費の減等により、610億59百万円、34.9%減の1,136億84百万円
- ③商工費は、新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の減等により、160億84百万円、11.8%減の1,205億8百万円
- ④教育費は、退職手当の減等により、108億32百万円、4.0%減の2,571億51百万円
- ⑤公債費は、県債の繰上償還の増等により、156億15百万円、10.8%増の1,600億22百万円

<令和5年度一般会計款別(目的別)歳出決算状況>

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度 決 算 額 (A) (シェア)	令 和 4 年 度 決 算 額 (B) (シェア)	増 減 額 (C)=(A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
議 会 費	1,582(0.1%)	1,566(0.1%)	16	1.0%
総 務 費	62,483(4.8%)	74,603(5.4%)	△12,120	△16.2%
企 画 開 発 費	13,784(1.0%)	14,548(1.0%)	△764	△5.3%
生 活 環 境 費	8,214(0.6%)	5,096(0.4%)	3,118	61.2%
防 災 ・ 危 機 管 理 費	5,910(0.5%)	3,209(0.2%)	2,701	84.2%
保 健 医 療 費	113,684(8.7%)	174,743(12.6%)	△61,059	△34.9%
福 祉 費	127,674(9.8%)	128,159(9.2%)	△485	△0.4%
労 働 費	2,311(0.2%)	2,120(0.2%)	191	9.0%
農 林 水 産 業 費	41,235(3.2%)	46,794(3.4%)	△5,559	△11.9%
営 業 戦 略 費	7,779(0.6%)	11,386(0.8%)	△3,607	△31.7%
立 地 推 進 費	12,857(1.0%)	12,903(0.9%)	△46	△0.4%
商 工 費	120,508(9.2%)	136,592(9.8%)	△16,084	△11.8%
土 木 費	132,731(10.2%)	135,087(9.7%)	△2,356	△1.7%
警 察 費	61,999(4.7%)	61,656(4.4%)	343	0.6%
教 育 費	257,151(19.7%)	267,983(19.2%)	△10,832	△4.0%
災 害 復 旧 費	1,393(0.1%)	409(0.0%)	984	240.6%
公 債 費	160,022(12.3%)	144,407(10.4%)	15,615	10.8%
諸 支 出 金	174,148(13.3%)	171,518(12.3%)	2,630	1.5%
計	1,305,465(100.0%)	1,392,779(100.0%)	△87,314	△6.3%

* 令和4年度決算額は、前年度比較のために、令和5年度の目的別の区分で再集計したもの

(2)歳出決算の性質別内訳

歳出は、性質別に「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に大きく分けることができます。

義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費の合計であり、令和5年度決算額は4,900億85百万円で、歳出総額の37.5%を占めています。投資的経費は、普通建設事業費及び災害復旧事業費などからなり、補助事業費、単独事業費及び直轄事業負担金に分けられ、その合計は、1,644億45百万円で、12.6%を占めています。その他の経費は、6,509億35百万円で、49.9%を占めています。

主なものは、以下のとおりです。

- ①義務的経費のうち人件費は、退職手当の減等により、100億36百万円、3.2%減の3,013億64百万円、扶助費は、新型コロナウイルス感染症の検査費用等の公費負担の減等により、23億22百万円、7.4%減の289億71百万円、公債費は、県債の繰上償還の増等により、156億95百万円、10.9%増の1,597億50百万円
- ②投資的経費は、地方道路整備費の減等による補助事業費の減等により、補助・単独・直轄合計で56億36百万円、3.3%減の1,644億45百万円
- ③その他の経費のうち、物件費は、新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設の運営費の減等により、287億56百万円、35.5%減の522億63百万円、補助負担交付金は、新型コロナウイルス感染症の入院病床確保に係る補助事業費や新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金の減等により、533億6百万円、11.4%減の4,152億71百万円、積立金は、財政調整基金積立金の減等により、100億78百万円、20.8%減の383億32百万円

<令和5年度一般会計性質別歳出決算状況>

(単位:百万円)

区 分	令 和 5 年 度 決 算 額 (A) (シェア)	令 和 4 年 度 決 算 額 (B) (シェア)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
義務的経費	490,085(37.5%)	486,748(34.9%)	3,337	0.7%
人 件 費	301,364(23.1%)	311,400(22.4%)	△10,036	△3.2%
扶 助 費	28,971(2.2%)	31,293(2.2%)	△2,322	△7.4%
公 債 費	159,750(12.2%)	144,055(10.3%)	15,695	10.9%
投資的経費	164,445(12.6%)	170,081(12.2%)	△5,636	△3.3%
補 助 事 業 費	89,255(6.8%)	95,405(6.8%)	△6,150	△6.4%
単 独 事 業 費	49,346(3.8%)	48,396(3.5%)	950	2.0%
直 轄 事 業 負 担 金	25,844(2.0%)	26,280(1.9%)	△436	△1.7%
その他の経費	650,935(49.9%)	735,950(52.9%)	△85,015	△11.6%
物 件 費	52,263(4.0%)	81,019(5.8%)	△28,756	△35.5%
出 資 ・ 貸 付 金	112,559(8.6%)	104,040(7.5%)	8,519	8.2%
補 助 負 担 交 付 金	415,271(31.8%)	468,577(33.6%)	△53,306	△11.4%
積 立 金	38,332(3.0%)	48,410(3.5%)	△10,078	△20.8%
維 持 補 修 費	9,099(0.7%)	9,002(0.7%)	97	1.1%
繰 出 金	23,411(1.8%)	24,902(1.8%)	△1,491	△6.0%
計	1,305,465(100.0%)	1,392,779(100.0%)	△87,314	△6.3%

4 県債現在高

県債現在高は、通常県債残高が 87 億 9 百万円、0.8%減少し、特例的県債残高が 473 億 36 百万円、4.9%減少したことにより、560 億 45 百万円、2.6%減少しました。

これは、通常県債については、国の「国土強靱(きょうじん)化のための5か年加速化対策」に伴う防災・減災事業が増加したものの、後年度負担軽減の観点から予定していた借換を一部中止し繰上償還(157 億円)を実施したことなどによるもの、また、特例的県債については、臨時財政対策債の発行減などによるものです。

持続可能で健全な財政構造を確立するため、今後も、公共投資の重点化・効率化などを図ることにより、県債の新規発行額を適切にコントロールし、県債残高(国の地方財政対策による特例的県債を除く)の縮減に取り組んでいきます。

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
県債現在高	2,062,242	2,118,287	△56,045	△2.6%
通常県債現在高	1,142,658	1,151,367	△8,709	△0.8%
特例的県債現在高	919,584	966,920	△47,336	△4.9%

* 「通常県債」:公共投資に充てる県債や退職手当債など県の政策判断により発行をコントロールできる県債

* 「特例的県債」:地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債(臨時財政対策債や減収補填債など)

(参考2) 新型コロナウイルス感染症関連事業の歳出決算額

新型コロナウイルス感染症関連事業の歳出決算額は923億22百万円で全体に占める割合は7.1%となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症関連事業を除く歳出決算額は、前年度と比較すると400億8百万円、3.4%増の1兆2,131億43百万円となっています。

一般会計款別(目的別)における新型コロナウイルス感染症関連事業の歳出決算額 (単位:百万円)

区 分	令和5年度決算額		令和4年度決算額		増減		
	新型コロナ ウイルス感染症 関連(A)	新型コロナ ウイルス感染症 関連除く(B)	新型コロナ ウイルス感染症 関連(C)	新型コロナ ウイルス感染症 関連除く(D)	新型コロナ ウイルス感染症 関連(A-C)	新型コロナ ウイルス感染症 関連除く(B-D)	
議 会 費	1,582	-	1,582	-	1,566	-	16
総 務 費	62,483	107	62,376	392	74,211	△285	△11,835
企 画 開 発 費	13,784	190	13,594	2,476	12,072	△2,286	1,522
生 活 環 境 費	8,214	5	8,209	1,017	4,079	△1,012	4,130
防 災 ・ 危 機 管 理 費	5,910	-	5,910	-	3,209	-	2,701
保 健 医 療 費	113,684	11,526	102,158	78,295	96,448	△66,769	5,710
福 祉 費	127,674	3,284	124,390	11,450	116,709	△8,166	7,681
労 働 費	2,311	2	2,309	31	2,089	△29	220
農 林 水 産 業 費	41,235	330	40,905	2,229	44,565	△1,899	△3,660
営 業 戦 略 費	7,779	2,444	5,335	7,624	3,762	△5,180	1,573
立 地 推 進 費	12,857	500	12,357	-	12,903	500	△546
商 工 費	120,508	73,544	46,964	109,999	26,593	△36,455	20,371
土 木 費	132,731	85	132,646	174	134,913	△89	△2,267
警 察 費	61,999	7	61,992	307	61,349	△300	643
教 育 費	257,151	298	256,853	5,650	262,333	△5,352	△5,480
災 害 復 旧 費	1,393	-	1,393	-	409	-	984
公 債 費	160,022	-	160,022	-	144,407	-	15,615
諸 支 出 金	174,148	-	174,148	-	171,518	-	2,630
計	1,305,465	92,322 (7.1%)	1,213,143 (92.9%)	219,644 (15.8%)	1,173,135 (84.2%)	△127,322	40,008

*1 ()は、歳出決算額(全体)に占める割合を示す

*2 令和4年度決算額は、前年度比較のために、令和5年度の目的別の区分で再集計したもの

(参考3) 新型コロナウイルス感染症関連事業及び東日本大震災関連事業の歳出決算額

新型コロナウイルス感染症関連事業及び東日本大震災に伴う震災関連事業の歳出決算額は953億86百万円で全体に占める割合は7.3%となっています。

東日本大震災に伴う震災関連事業の歳出決算額は76億67百万円減の30億64百万円で全体に占める割合は0.2%となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症関連事業及び震災関連事業を除く歳出決算額は、前年度と比較すると476億75百万円、4.1%増の1兆2,100億79百万円となっています。

一般会計款別(目的別)における新型コロナウイルス感染症関連事業及び東日本大震災関連事業の歳出決算額 (単位:百万円)

区 分	令和5年度決算額			令和4年度決算額			増減		
	新型コロナ ウイルス 感染症 関連(A)	東日本 大震災 関連(B)	左記除く (C)	新型コロナ ウイルス 感染症 関連(D)	東日本 大震災 関連(E)	左記除く (F)	新型コロナ ウイルス 感染症 関連(A-D)	東日本 大震災 関連(B-E)	左記除く (C-F)
議 会 費	1,582	-	1,582	-	-	1,566	-	-	16
総 務 費	62,483	107	62,376	392	-	74,211	△285	-	△11,835
企画開発費	13,784	190	13,594	2,476	-	12,072	△2,286	-	1,522
生活環境費	8,214	5	8,209	1,017	-	4,079	△1,012	-	4,130
防災・危機管理費	5,910	-	5,899	-	14	3,195	-	△3	2,704
保健医療費	113,684	11,526	102,158	78,295	-	96,448	△66,769	-	5,710
福 祉 費	127,674	3,284	124,390	11,450	-	116,709	△8,166	-	7,681
労 働 費	2,311	2	2,309	31	-	2,089	△29	-	220
農林水産業費	41,235	330	40,630	2,229	833	43,732	△1,899	△558	△3,102
営業戦略費	7,779	2,444	5,335	7,624	-	3,762	△5,180	-	1,573
立地推進費	12,857	500	12,357	-	-	12,903	500	-	△546
商 工 費	120,508	73,544	44,274	109,999	4,561	22,032	△36,455	△1,871	22,242
土 木 費	132,731	85	132,631	174	5,018	129,895	△89	△5,003	2,736
警 察 費	61,999	7	61,992	307	-	61,349	△300	-	643
教 育 費	257,151	298	256,851	5,650	6	262,327	△5,352	△4	△5,476
災害復旧費	1,393	-	1,393	-	-	409	-	-	984
公 債 費	160,022	-	159,951	-	299	144,108	-	△228	15,843
諸 支 出 金	174,148	-	174,148	-	-	171,518	-	-	2,630
計	1,305,465	92,322 (7.1%)	1,210,079 (92.7%)	219,644 (15.8%)	10,731 (0.7%)	1,162,404 (83.5%)	△127,322	△7,667	47,675

*1 ()は、歳出決算額(全体)に占める割合を示す

*2 令和4年度決算額は、前年度比較のために、令和5年度の目的別の区分で再集計したもの

Ⅲ 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

* 令和5年度は見込み

前年度に引き続き、4指標すべてにおいて早期健全化判断基準未満となっております。

- ①実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支が赤字であった会計がないため、該当なしの見込みです。
- ②実質公債費比率は、前年度と同率の9.3%となる見込みです。
- ③将来負担比率は、県債残高の減などにより、前年度に比べ4.0ポイント減少し、166.0%となる見込みです。

():全国順位

区 分	令和5年度*	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75%	5%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	8.75%	15%
実 質 公 債 費 比 率	9.3%	9.3% (35位)	25%	35%
将 来 負 担 比 率	166.0%	170.0% (23位)	400%	

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は加重平均

実質公債費比率

(単位:%)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5*
茨 城	13.3	12.1	11.0	10.2	9.8	9.6	9.5	9.2	9.3	9.3
全国平均	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9	10.5	10.2	10.1	10.1	(未公表)

将来負担比率

(単位:%)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5*
茨 城	237.1	224.9	221.0	213.3	206.8	204.0	196.9	172.8	170.0	166.0
全国平均	187.0	175.6	173.4	173.1	173.6	172.9	171.3	160.3	154.2	(未公表)

2 資金不足比率

前年度に引き続き、対象となる8つの公営企業会計すべてで資金不足は生じておりません。

区 分	令和5年度*	令和4年度	経営健全化基準	財政再生基準
資 金 不 足 比 率	—	—	20%	

※対象となる公営企業会計

水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、鹿島臨海都市計画下水道事業会計、地域振興事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、都市計画事業土地区画整理事業特別会計

実 質 赤 字 比 率：一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

連結実質赤字比率：全会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率(フロー指標)

実 質 公 債 費 比 率：一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率(フロー指標)
[過去3年間の平均]

将 来 負 担 比 率：公営企業、出資法人等を含めた、一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率(ストック指標)

資 金 不 足 比 率：公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率(フロー指標)

(参考) 主な財政指標(普通会計)

経常収支比率は、臨時財政対策債の減等による歳入の減により、前年度に比べ1.4ポイント増加し、93.3%となる見込みです。

():全国順位

区 分	令和5年度	令和4年度
財 政 力 指 数	0.61671	0.62125(8位)
経 常 収 支 比 率	93.3%	91.9%(35位)

(財政指標の年度別推移) ※全国平均は単純平均

財政力指数

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
茨 城	0.61857	0.63309	0.63726	0.64490	0.64818	0.65525	0.65584	0.63115	0.62125	0.61671
全国平均	0.47338	0.49146	0.50540	0.51602	0.51754	0.52183	0.52320	0.50034	0.49378	0.49126

経常収支比率

(単位:%)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
茨 城	90.4	92.7	94.3	93.5	93.9	96.6	94.3	88.3	91.9	93.3
全国平均	93.5	94.1	95.4	95.2	94.6	95.4	94.7	88.0	93.3	(未公表)

財 政 力 指 数 : 基準財政需要額(地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額)に対する基準財政収入額(標準的に収入しうると考えられる地方税等)の割合で、1に近いほど財源に余裕があるものとされ、1を超える団体は地方交付税の不交付団体となる。[過去3年間の平均]

経 常 収 支 比 率 : 経常的に収入される一般財源総額に占める、経常的経費に充当される一般財源の割合で、財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、この数値が高いほど、一般財源に余裕がないことを示す。

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(一般財源における対策)【R5決算ベース】

R5決算

【対策額・実質的な将来負担額】表側[]書きは実質的な将来負担額

区分	H21	H22～R5	R6	R7	R8～11
一般財源ベース対策額	(134億円)	H22～R4:1,720億円 R5:19億円	19億円	19億円	(-)
※1					
うち住宅供給公社 三セク償還費 [R5末:37億円程度] (R7で終了)	-	H23～R4:338億円 R5:19億円	19億円	19億円	-
うちTX沿線開発 [R5末:-億円程度]	-	H22～R4:252億円 R5:-億円	(-)	(-)	(-)
各期末の実質的な将来負担額	1,890億円程度	37億円程度(R5末)	19億円程度(R6末)	-億円程度(R7末)	-億円程度(R11末)
※2					
三セク償除き	1,510億円程度	-億円程度(R5末)	-億円程度(R6末)		

※1: 土地開発公社、桜の郷整備事業、公共工業団地についてはH24に、開発公社についてはH25に、港湾についてはH26に、阿見吉原についてはR1に対策を終了。

※2: H21～R5は決算ベース、R6～11は現時点での試算(決算においては、土地処分収入の実情や地価動向などの影響もあり、変動する)。

TX沿線開発については、上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金の一般会計による負担や、TX鉄道会社からの県貸付金償還金による繰上償還などの対策により、R5末の実質的な将来負担額(一般財源による要対策額)は0となっているが、今後の土地処分や地価の動向によっては、将来負担額が生じる可能性がある。

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項目	県有未利用地に係る一般競争入札の結果について					
<p>1 概要</p> <p>県又は市町村において、利用計画の無い未利用地については、歳入確保を図るため、一般競争入札による売却処分を進めている。</p> <p>7月25日に、3件の未利用地について、一般競争入札を実施した結果、落札額の合計は約2億8千5百万円となった。今後とも、更なる歳入の確保に向けて、未利用地の早期処分を推進していく。</p>						
<p>2 入札結果</p>						
	<p>物件名称 【所在地】</p>	<p>面積</p>	<p>落札者</p>	<p>落札額</p>	<p>入札参加者数</p>	<p>[参考] 予定価格 (不動産鑑定額)</p>
①	<p>旧県営釜神町 アパート敷地 【水戸市備前町】</p>	<p>8,305 ㎡</p>	<p>個人</p>	<p>251,000 千円</p>	<p>3者</p>	<p>170,000 千円</p>
②	<p>旧つくば警察署 署長公舎敷地 【つくば市並木】</p>	<p>293 ㎡</p>	<p>(有)ネオポリス</p>	<p>31,300 千円</p>	<p>5者</p>	<p>25,290 千円</p>
③	<p>旧神栖市消防団 第57分団敷地 【神栖市波崎】</p>	<p>191 ㎡</p>	<p>個人</p>	<p>2,935 千円</p>	<p>1者</p>	<p>2,930 千円</p>
	<p>計</p>			<p>285,235 千円</p>		<p>198,220 千円</p>

総務企画委員会説明資料

総務部 税務課
総務部 市町村課

項 目	ふるさと納税（県分・市町村分）実績
-----	-------------------

1 制度の概要

自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、一定の上限まで、原則として所得税と住民税から控除される制度。

2 令和5年度の受入実績

（単位：件、千円）

		令和4年度 ①	令和5年度 ②	差引 ②－①	全国順位 ※
県	件数	2,550	5,846	3,296	13位（25位）
	金額	55,148	165,669	110,521	24位（34位）
市町村	件数	1,344,242	2,064,877	720,635	8位（12位）
	金額	25,728,616	37,253,678	11,525,062	8位（13位）
計	件数	1,346,792	2,070,723	723,931	8位（12位）
	金額	25,783,763	37,419,347	11,635,584	8位（13位）

※（ ）内は令和4年度の順位

（参考）令和元年度以降の寄附受入額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県	43,653 (27)	109,905 (27)	59,319 (34)	55,148 (34)	165,669 (24)
市町村	11,945,532 (11)	15,235,719 (14)	20,163,399 (14)	25,728,616 (13)	37,253,678 (8)
計	11,989,185 (11)	15,345,624 (14)	20,222,719 (14)	25,783,763 (13)	37,419,347 (8)

※（ ）は金額の全国順位

※県分の令和2～3年度には、新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金を含む